

分野	24	社会保障
施策	242	年金・保険制度の適正運用
5年後の目標	年金、医療保険、介護保険と後期高齢者医療の各制度が運用されて、市民の健康と生活の安心が守られている。	

概要								
P (概要)	実施計画名称(予算事業名称)		予算科目			決算額(円)	担当課	
	年金相談事業		会計	款	項	目	493,225	医療年金課
			一般	3	1	3		
事業の概要								
国民年金制度について、被保険者及び受給資格者並びに受給者などの身近な相談窓口を充実し、サービスの向上に努めます。								

平成28年度の取組							
D (取組)	指標	年金に関する相談件数				単位	件
	現 状 (計画策定時)	年度	28	29	30	31	32
	9,320(平成26年度)	目標	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
		実績	8,043				
・複雑多様な公的年金制度に関する各種年金相談に対して、年金制度に精通した年金指導員を配置し、国民年金制度に対する理解を深めるとともに、適切で迅速かつ丁寧な対応に努めました。							

施策の「5年後の目標」に対する評価				
平成28年度の達成状況				
C (評価)	評価指標	関連する評価指標	評価指標の傾向・トレンド	対応頁
			—	—
	達成度合	B:目標をほぼ達成できた(目標の80%~100%程度)	達成状況	・度重なる法改正等により市民からの相談内容も多様化していますが、日本年金機構と協力連携を図り、年金制度に精通した年金相談員を中心に懇切丁寧な相談を行いました。その結果、国民年金制度に対する理解を深めることとなり、被保険者の年金受給権の確保に繋がりました。
	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都西年金事務所、京都事務センターとの連携を強化します。 ・日本年金機構の充実した体制を要望します。 ・年金制度に精通した年金相談員の配置をします。 		

目標達成に向けての次年度以降の対応		
A (行動)	方向性	対応策等
	1:計画通りに進めることが適当	<ul style="list-style-type: none"> ・国民皆年金制度の基礎年金部分を支えるため、日本年金機構と協力連携を図り、被保険者の年金受給権の確保に努めます。 ・専門知識と長年の経験を有する年金相談員の配置をします。 ・京都西年金事務所、京都事務センターとの連携を強化します。 ・日本年金機構の体制の強化を要望します。

分野	24	社会保障
施策	242	年金・保険制度の適正運用
5年後の目標		年金、医療保険、介護保険と後期高齢者医療の各制度が運用されて、市民の健康と生活の安心が守られている。

概要						
P (概要)	実施計画名称(予算事業名称)	予算科目			決算額(円)	担当課
	国保・介護・後期高齢者医療	会計	款	項	目	国民健康保険課 高齢介護課 医療年金課
			—	—	—	
事業の概要						
各種制度(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)の適正な運用に努めます。また、国民健康保険の広域化については、府や他の市町村と連携を図りながら進めます。						

平成28年度の取組	
D (取組)	<p>【国民健康保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の医療費負担が増大するなかで、保険料の急激な上昇の抑制と保険財政の安定化を図るための取り組みを行いました。歳入面では、保険料の適正賦課、収納率の維持・向上対策のほか、第三者行為求償事務・保険者間調整の実施、交付金等財源確保に努めました。歳出面では、資格・給付の適正化を図る一方で、保健事業を推進することで、健康保持の増進を図り医療費の適正化に努めました。また、国保の広域化への対応として、新制度下の指針となる国保運営方針の策定のための会議に出席し、情報収集及び府や他市町村との連携を図りながら協議を行いました。
	<p>【介護保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険においては、保険料の適正な徴収として、未納者への通知を行いました。また、平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に向け、事業内容の検討及び市民、事業者への周知を行いました。
	<p>【後期高齢者医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに75歳到達者である後期高齢者医療被保険者に対し、正しく保険料を算定するとともに被保険者証を交付しました。 後期高齢者医療被保険者の転入・転出に対して適正な事務処理を行いました。 保険料の滞納者への対応については、督促・催告を行うとともに納付相談を行い適正な運用に努めました。

施策の「5年後の目標」に対する評価		
平成28年度の達成状況		
C (評価)	達成度合	<p>【国民健康保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歳入面では、収納率の向上が図れたほか、本来国保が負担すべきでない給付の返還手続き(第三者行為求償事務・保険者間調整)を行いました。歳出面では、資格・給付の適正化の事務を定期的に行う一方、後発医薬品の利用促進、生活習慣病予防のための保健事業を実施しました。また、これらの取り組みを通じ、保険者の経営努力の評価により交付される特別調整交付金(保険者努力支援制度含む)を獲得しました。広域化については、府主催の会議に出席し、府下市町村と連携し、国保運営方針の策定について協議を行いました。 <p>【介護保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料については、前年度と比べ、収納率の維持が図れたほか、介護予防・日常生活支援総合事業については、事業者への説明会の実施、広報を通じた市民への周知を行いました。
	課題等	<p>【国民健康保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保の広域化により財政運営の責任主体は都道府県となりますが、引き続き市町村は従来どおり資格・給付管理、保険料の賦課・徴収を行い、保健事業においても地域の課題に応じた施策を展開する必要があります。 国保の広域化による財政運営の安定化が図られる一方、新たに提示される納付金・標準保険料率等の本市保険財政への影響は不透明な状況にあります。 市町村の事務の効率化等を推進する一方で、今まで以上の地域住民へのサービスの向上が必要となります。 <p>【介護保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業については、市民における認知度が十分ではないため、各種機会を通じ、周知を図る必要があります。 <p>【後期高齢者医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度の見直しにより、平成29年度から医療保険料の軽減率が変わり、また平成29年8月からは高額療養費の自己負担額の上限が引き上がることによる被保険者の負担感の増大に対して、丁寧な説明が必要です。

目標達成に向けての次年度以降の対応	
方向性	対応策等
A (行動)	<p>1:計画通りに進めることが適当</p> <p>【国民健康保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の取り組みに加え、データヘルス計画に基づいた保健事業(糖尿病性腎症重症化予防)の取り組みを行い、さらなる医療費の適正化と財源獲得に努めます。 引き続き新たな国保制度の運用課題について協議を行います。 <p>【介護保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、滞納者に対し、納付を求めていくほか、介護予防・日常生活支援総合事業についても、介護予防につながる事業を検討し、制度の安定運用につなげていきます。